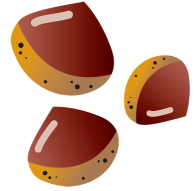


いつもお世話になります。

先日、公益社団法人全日本能率連盟の登録資格である巡回監査士の試験官をしました。試験官は初めての経験で貴重な体験をしました。45分の試験でしたが、前の机に背筋を伸ばして座っていました。反対の立場で分かること、また一つ経験ができました。今月もよろしくお願い致します。



私たちが感銘を受けた

## 先人の言葉

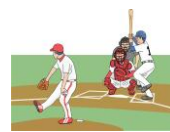
誰かを愛することは  
その人に幸福になって  
もらいたいと願うこと

(トマス・アキナス)

## 動かなければ

「僕だって、  
アメリカに来たから負けたんです。  
来なくては負けることもできない。  
野茂さんだって、  
ここに来て  
投げられたんだから打たれたんです」

大リーグ挑戦に挑戦するものの、なかなか勝てない野茂英雄投手にケンタッキーダービーで敗退した武豊騎手が激励して。



～元気手帳 5 より～

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【TKC事務所交流会】

10月の中旬にTKCに所属している岐阜の事務所の方々との交流会がありました。所長とスタッフ全員で出席し、ランチ会からのボーリングをしました。他の事務所の方と話せる機会は貴重なのでとても新鮮で刺激ある時間となりました。事務所でも初のボーリング、とても盛り上がり楽しかったです。



# 知っとこ！「税務のマメ知識」

## ❖ 災害備蓄品の損金算入時期 ❖

ちょこっと通信9月号では、災害損失の繰戻還付と災害損失特別勘定についてお話ししました。今月は、災害備蓄品の損金算入時期についてお話ししたいと思います。

2018年は豪雨、台風、地震など日本全国で大きな災害が相次ぎました。こうした万が一の災害に備えて、非常用食料品やヘルメット、毛布等を備える企業が増えてきています。実際に、2011年の東日本大震災以降、東京都で帰宅困難者対策条例が施行されたことを皮切りに、企業に対して従業員用の飲料水や食糧、その他必要な物資等を貯蓄する義務を課している自治体も多いです。

このように、企業が備蓄することを目的に購入した非常用食料品は、備蓄をした時（購入した時）において、消耗品費として一時の損金とすることが認められ、ヘルメットや毛布等についても、少額減価償却資産として、購入時の全額損金算入が認められます。（法基通2-2-15、措法67の5）。

まず、消耗品は原則として、使用した事業年度にその使用分を損金算入し、残りは棚卸資産として資産に計上します。しかし、フリーズドライ食品や缶詰等の長期備蓄用の非常用食料品については、災害に備えて購入するものであって、備蓄することをもって事業供用したと認められることから、その購入費の全額を、実際に使用した時ではなく、購入時の損金の額に算入することとされます。（国税庁・質疑応答事例「非常用食料品の取扱い」）。

一方、ヘルメットや毛布等については、基本的には減価償却資産に該当するため、消耗品と同様、償却分を損金の額に算入します。しかし、毛布等の購入費用は一般的に、一つ・一組の金額が10万円未満であるため、「少額減価償却資産」に該当し、備蓄のために購入した事業年度において、その金額を損金とすることができます。

ただ、万が一に備える以外の目的で購入したもの（後に転売する等の目的で購入したもの）については、棚卸資産に計上され、損金に算入はできないこととなります。引用：週刊税務通信

## 事務所あれこれ日記

弊所の特別顧問をお願いしている鶴飼先生とのランチ会を行いました。事務所は東濃なのですが定期的に顔を見に来ていただけ、柔らかい雰囲気でも頼もしい先生です。今後とも宜しくお願い致します。



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

### 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話: 058-260-4310

FAX: 058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail: [info@aoki-kaikei.com](mailto:info@aoki-kaikei.com)

